

○ 漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（削る）</p> <p>第九條の二（略）</p> <p>（特定第二号漁業者の要件）</p> <p>（漁獲共済の共済限度額の算定に用いる組合が定める金額）</p> <p>第十一條 法第百十一條第一項の組合が定める金額は、共済契約ごとに、当該共済契約に係る被共済資格者（法第百五條第一項の被共済</p>	<p>（法第百五條第一項第二号ロに掲げる組合員の要件の特例）</p> <p>第九條の二 都道府県知事は、法第百五條第一項第二号ロの規定により定められた区域に係る第二号漁業を営む者がその組合員となつて</p> <p>いる漁業協同組合（以下この条において「特定組合」という。）の水産業協同組合法第十八條第一項第一号の定款で定める日数（以下この条において単に「定款で定める日数」という。）が九十日と異なるときは、当該定款で定める日数（当該区域が前条第一項ただし書又は同条第三項の規定により定められた場合であつて当該区域に係る特定組合のいずれかの定款で定める日数が他の当該特定組合の定款で定める日数と異なるときは、それぞれの特定組合の定款で定める日数、中小漁業者の数その他当該区域における漁業事情を勘案して定める日数）を法第百五條第一項第二号ロの規定により当該区域につき定める日数とすることができる。</p> <p>（特定第二号漁業者の要件）</p> <p>第九條の三（略）</p> <p>（漁獲共済の共済限度額の算定に用いる組合が定める金額）</p> <p>第十一條 法第百十一條第一項の組合が定める金額は、共済契約ごとに、当該共済契約に係る被共済資格者（法第百五條第一項の被共済</p>

資格者をいう。以下この条、第二十三条第三項第二号及び第二十五条第二項第一号において同じ。）の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日（周年操業をする漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日の二月前の日。以下この条において同じ。）前五年間における農林水産省令で定める一定年間の操業に係る漁獲金額（第一号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済資格者が法第百五条第一項第一号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する中小漁業者の全てを通じて当該漁業の当該共済責任期間の開始日前五年間における当該農林水産省令で定める一定年間の操業に係る漁獲金額の合計額とし、第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済資格者が同項第二号に掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通じて当該漁業の当該共済責任期間の開始日前五年間における当該農林水産省令で定める一定年間の操業に係る漁獲金額の合計額とする。以下この条において同じ。）を基礎として農林水産省令で定めるところにより算出される金額を基準とし、当該被共済資格者の当該漁業に係る経営事情、当該被共済資格者と当該漁業に近似的な事情の存する当該漁業に係る漁獲共済の他の被共済資格者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日前五年間における農林水産省令で定める一定年間の操業に係る漁獲金額その他当該地域における漁業事情を勘案して定めなければならない。

（漁獲共済の共済金の支払に関する特約に係る種類の漁業）

第十二条の二 法第百十三条第二項の政令で定める種類の漁業は、第一号漁業及び第二号漁業とする。

資格者をいう。以下この条、第二十三条第三項第二号及び第二十五条第二項第一号において同じ。）の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日（周年操業をする漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日の二月前の日。以下この条において同じ。）前五年間における農林水産省令で定める一定年間の操業に係る漁獲金額（第一号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済資格者が法第百五条第一項第一号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する中小漁業者の全てを通じて当該漁業の当該共済責任期間の開始日前五年間における当該農林水産省令で定める一定年間の操業に係る漁獲金額の合計額とし、第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済資格者が法第百五条第一項第二号に掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通じて当該漁業の当該共済責任期間の開始日前五年間における当該農林水産省令で定める一定年間の操業に係る漁獲金額の合計額とする。以下この条において同じ。）を基礎として農林水産省令で定めるところにより算出される金額を基準とし、当該被共済資格者の当該漁業に係る経営事情、当該被共済資格者と当該漁業に近似的な事情の存する当該漁業に係る漁獲共済の他の被共済資格者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日前五年間における農林水産省令で定める一定年間の操業に係る漁獲金額その他当該地域における漁業事情を勘案して定めなければならない。

（漁獲共済の共済金の支払に関する特約に係る種類の漁業）

第十二条の二 法第百十三条第四項の政令で定める種類の漁業は、第一号漁業及び第二号漁業とする。

(特定養殖業に係る区域の設定)

第十八条の五 都道府県知事は、法第百二十五条の六第一項の規定により一定の区域を定めるには、特定養殖業を営む者がその組合員となつている漁業協同組合（以下「特定養殖業組合」という。）の地区（その地区が他の都道府県の区域にわたる特定養殖業組合については、その地区のうち当該都道府県の区域に係る部分に限る。以下同じ。）ごとに、その地区の全部が一の区域となるように定めなければならない。ただし、特定養殖業組合の地区の全部又は一部が同一の種類の特定養殖業に係る他の特定養殖業組合の地区の一部となつているときは、これらの地区の全部を合わせた区域が一の区域となるように定めなければならない。

2・3 (略)

4 都道府県知事が法第百二十五条の六第一項の規定により一定の区域を定めた場合には、第七条第三項の規定を準用する。

(区域内特定養殖業者の要件)

第十八条の六 法第百二十五条の六第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 法第百二十五条の六第一項の規定により定められた区域に係る特定養殖業を営む日数が一年を通じて九十日（当該区域につき、九十日を超え百二十日までの範囲内で、農林水産省令で定めるところにより都道府県知事がこれと異なる日数を定めたときは、その日数）を超えること。

二 (略)

(特定養殖業に係る区域の設定)

第十八条の五 都道府県知事は、法第百二十五条の三第一項第二号の規定により一定の区域を定めるには、特定養殖業を営む者がその組合員となつている漁業協同組合（以下「特定養殖業組合」という。）の地区（その地区が他の都道府県の区域にわたる特定養殖業組合については、その地区のうち当該都道府県の区域に係る部分に限る。以下同じ。）ごとに、その地区の全部が一の区域となるように定めなければならない。ただし、特定養殖業組合の地区の全部又は一部が同一の種類の特定養殖業に係る他の特定養殖業組合の地区の一部となつているときは、これらの地区の全部を合わせた区域が一の区域となるように定めなければならない。

2・3 (略)

4 都道府県知事が法第百二十五条の三第一項第二号の規定により一定の区域を定めた場合には、第七条第三項の規定を準用する。

(区域内特定養殖業者の要件)

第十八条の六 法第百二十五条の六第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 法第百二十五条の三第一項第二号の規定により定められた区域に係る特定養殖業を営む日数が一年を通じて九十日（当該区域につき、九十日を超え百二十日までの範囲内で、農林水産省令で定めるところにより都道府県知事がこれと異なる日数を定めたときは、その日数）を超えること。

二 (略)

(特定養殖共済の共済限度額の算定に用いる組合が定める金額)

第十八条の七 法第百二十五条の九第一項の組合が定める金額は、共済契約ごとに、当該共済契約に係る被共済資格者（法第百二十五条の三第一項の被共済資格者をいう。以下この条、第二十三条第三項第四号及び第二十五条第二項第四号において同じ。）の営む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日前五年間における農林水産省令で定める一定年間の養殖に係る生産金額を基礎として農林水産省令で定めるところにより算出される金額を基準とし、当該被共済資格者の当該特定養殖業に係る経営事情、当該被共済資格者と当該特定養殖業に關し近似する事情の存する当該特定養殖業に係る特定養殖共済の他の被共済資格者の営む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日前五年間における農林水産省令で定める一定年間の養殖に係る生産金額その他当該地域における養殖業の事情を勘案して定めなければならない。

(削る)

(特定養殖共済の共済限度額の算定に用いる組合が定める金額)

第十八条の七 法第百二十五条の九第一項の組合が定める金額は、共済契約ごとに、当該共済契約に係る被共済資格者（法第百二十五条の三第一項第一号の被共済資格者をいう。以下この条、第二十三条第三項第四号及び第二十五条第二項第四号において同じ。）の営む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日前五年間における農林水産省令で定める一定年間の養殖に係る生産金額を基礎として農林水産省令で定めるところにより算出される金額を基準とし、当該被共済資格者の当該特定養殖業に係る経営事情、当該被共済資格者と当該特定養殖業に關し近似する事情の存する当該特定養殖業に係る特定養殖共済の他の被共済資格者の営む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日前五年間における農林水産省令で定める一定年間の養殖に係る生産金額その他当該地域における養殖業の事情を勘案して定めなければならない。

(基準生産数量)

第十八条の九 法第百二十五条の十一第一項の組合が定める基準生産数量は、共済契約ごとに、当該共済契約に係る被共済者の営む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日前五年間における農林水産省令で定める一定年間の養殖に係る生産数量を基礎として農林水産省令で定めるところにより算出される数量を基準として定めなければならない。

2| 法第百二十五条の十一第二項の組合が定める基準生産数量は、共済契約ごとに、当該共済契約に係る同項に規定する特定中小漁業者

(特定養殖共済の共済金の支払に関する特約に係る特定養殖業の種類)

第十八条の九 法第百二十五条の十一第二項の政令で定める種類の特定養殖業は、のり等養殖業、わかめ養殖業、こんぶ養殖業、真珠母貝養殖業、ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、くるまえば養殖業、うに養殖業及びほや養殖業とする。

(漁業施設共済に係る再共済金額の算定に用いる割合)

第二十二条の二 法第百四十条第一項第二号の政令で定める割合は、百分の九十五とする。

(連合会の漁業共済事業についての技術的読替え)

第二十二条の四 法第百四十七条の二第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 第八十五条、第九十一条第四項、 第百五条第一項、第百五条の二第 一項、第百八条第一項、第百十一 条第一項、第百十二条第一項、第	読み替えられる字句 組合員	読み替える 字句 特定会員
---------------------------------------------------------------------------------------	------------------	---------------------

のすべてを通ずる当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日前五年間における農林水産省令で定める一定年間の養殖に係る生産数量の合計数量を基礎として農林水産省令で定めるところにより算出される数量を基準として定めなければならない。

(特定養殖共済の共済金の支払に関する特約に係る特定養殖業の種類)

第十八条の十 法第百二十五条の十一第三項の政令で定める種類の特定養殖業は、のり等養殖業、わかめ養殖業、こんぶ養殖業、真珠母貝養殖業、ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、くるまえば養殖業、うに養殖業及びほや養殖業とする。

(漁業施設共済に係る再共済金額の算定に用いる割合)

第二十二条の二 法第百四十条第一項第二号の政令で定める割合は、百分の九十とする。

(連合会の漁業共済事業についての技術的読替え)

第二十二条の四 法第百四十七条の二第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 第八十五条、第九十一条第四項、 第百五条第一項、第百五条の二第 一項、第百八条第一項から第三項 まで、第百十条第一項、第百十一	読み替えられる字句 組合員	読み替える 字句 特定会員
---------------------------------------------------------------------------------------	------------------	---------------------

百十六条第一項、第二百二十五条の  
三第一項及び第二百二十七条第一項

(共済掛金の補助)

第二十三条 漁獲共済、養殖共済、特定貝類等養殖業（真珠母貝養殖業、ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業をいう。以下この条において同じ。）に係る特定養殖共済及び養殖共済の対象とする養殖業又は特定貝類等養殖業に供用する養殖施設（以下この条において「特定養殖施設」という。）を共済目的とする漁業施設共済の共済掛金に係る法第九十五条第一項の規定による補助金の金額は、共済契約ごとに、共済金額（共済金額の共済限度額又は共済価額に対する割合が、別表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる補助限度率を超える場合には、共済限度額又は共済価額に当該補助限度率を乗じて得た金額。第三項において同じ。）に純共済掛金率の限度となつた基準共済掛金率を乗じ、更に、同表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる補助率を乗じて得た金額とする。

条第一項、第一百三條第一項から  
第四項まで、第一百六條第一項、  
第二百二十五条の三第一項、第二百  
二十五条の六第一項及び第二項、第  
百二十五条の八第一項、第二百二十  
五条の十一第二項及び第三項、第  
百二十七条第一項並びに第九十  
五条第一項第二号

(共済掛金の補助)

第二十三条 漁獲共済、養殖共済、特定貝類等養殖業（真珠母貝養殖業、ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業をいう。以下この条において同じ。）に係る特定養殖共済及び養殖共済の対象とする養殖業又は特定貝類等養殖業に供用する養殖施設（以下この条において「特定養殖施設」という。）を共済目的とする漁業施設共済の共済掛金に係る法第九十五条第一項の規定による補助金の金額は、共済契約ごとに、共済金額（共済金額の共済限度額（第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、共済契約者が法第五條第一項第二号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額とし、特定貝類等養殖業に係る特定養殖共済については、共済契約者が法第二百五條の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額とする。以下この項において同じ。）又は共済価額に対する割合が、別表

2 (略)

3 次に掲げる場合においてその申込みに基づいて締結された共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る法第九十五条第一項の規定による補助金の金額は、前二項の規定にかかわらず、共済契約ごとに、共済金額に純共済掛金率の限度となつた基準共済掛金率を乗じ、更に、漁獲共済、養殖共済、特定貝類等養殖業に係る特定養殖共済及び特定養殖施設を共済目的とする漁業施設共済にあつては別表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる補助率に二を乗じて得た割合（同表の上欄の第二号四に掲げる区分にあつては百分の四十五、同号六に掲げる区分にあつては百分の三十五）を、特定藻類養殖業に係る特定養殖共済及び特定藻類養殖業に供用する養殖施設を共済目的とする漁業施設共済にあつては百分の五十五を乗じて得た金額とする。

一 (略)

二 第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済にあつては、法第五十条第一項第二号口の都道府県知事が定める区域ごと及び区分ごとに特定第二号漁業者（農林水産省令で定めるものを除く。以下この号及び第二十五条第二項第一号において同じ。）の全てについて、法第八十二条第二項の規定による当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みがされ、又は同条第三項の規定による法第五十条

の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる補助限度率を超える場合には、共済限度額又は共済価額に当該補助限度率を乗じて得た金額。第三項において同じ。）に純共済掛金率の限度となつた基準共済掛金率を乗じ、更に、同表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる補助率を乗じて得た金額とする。

2 (略)

3 次に掲げる場合においてその申込みに基づいて締結された共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る法第九十五条第一項の規定による補助金の金額は、前二項の規定にかかわらず、共済契約ごとに、共済金額に純共済掛金率の限度となつた基準共済掛金率を乗じ、更に、漁獲共済、養殖共済、特定貝類等養殖業に係る特定養殖共済及び特定養殖施設を共済目的とする漁業施設共済にあつては別表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる補助率に二を乗じて得た割合（同表の上欄の第二号四に掲げる区分にあつては百分の四十五、同号六に掲げる区分にあつては百分の三十五）を、特定藻類養殖業に係る特定養殖共済及び特定藻類養殖業に供用する養殖施設を共済目的とする漁業施設共済にあつては百分の五十五を乗じて得た金額とする。

一 (略)

二 第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済にあつては、法第五十条第一項第二号口の都道府県知事が定める区域ごと及び区分ごとに特定第二号漁業者（農林水産省令で定めるものを除く。以下この号及び第二十五条第二項第一号において同じ。）の全てについて、法第八十二条第二項の規定による当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みがされ、又は同条第三項若しくは第四項の規定に

第一項第二号ロに掲げる団体からの当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みがされた場合（その申込みの際に当該区域内に住所又は漁業根拠地を有しかつ当該区分に係る漁業を営む特定第二号漁業者以外の被共済資格者から併せて当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みがあつた場合を含む。）

三（略）

四 特定養殖共済にあつては、法第百二十五条の六第一項の都道府県知事が定める区域ごとに、区域内特定養殖業者（農林水産省令で定めるものを除く。以下この号及び第二十五条第二項第四号において同じ。）の全てについて、法第百二十五条の六第一項の規定による当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みがされた場合（その申込みの際し、当該区域内に住所を有し、かつ、当該特定養殖業を営む区域内特定養殖業者以外の被共済資格者から併せて当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みがあつた場合を含む。）

五（略）

4 第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約者の営む当該共済契約に係る漁業（以下この項及び次項において「共済契約漁業」という。）の共済責任期間中における通常の漁獲金額として農林水産省令で定めるところにより算出する金額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる金額。以下「基準漁獲金額」という。）が一億六千万円（当該共済契約漁業が漁業協同組合等の営む

よる法第百五条第一項第二号ロに掲げる組合員若しくは同号ハに掲げる団体からの当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みがされた場合（その申込みの際に当該区域内に住所又は漁業根拠地を有しかつ当該区分に係る漁業を営む特定第二号漁業者以外の被共済資格者から併せて当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みがあつた場合を含む。）

三（略）

四 特定養殖共済にあつては、法第百二十五条の三第一項第二号の都道府県知事が定める区域ごとに、区域内特定養殖業者（農林水産省令で定めるものを除く。以下この号及び第二十五条第二項第四号において同じ。）の全てについて、法第百二十五条の六第一項の規定による当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みがされ、又は同条第二項の規定による法第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員からの当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みがされた場合（その申込みの際し、当該区域内に住所を有し、かつ、当該特定養殖業を営む区域内特定養殖業者以外の被共済資格者から併せて当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みがあつた場合を含む。）

五（略）

4 第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約者の営む当該共済契約に係る漁業（以下この項及び次項において「共済契約漁業」という。）の共済責任期間中における通常の漁獲金額として農林水産省令で定めるところにより算出する金額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる金額。以下「基準漁獲金額」という。）が一億六千万円（当該共済契約漁業が漁業協同組合等の営む

定置漁業である場合にあつては、八億円）以上である場合において当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る法第九十五条第一項の規定による補助金の金額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した金額に、更に、一億六千万円（当該共済契約漁業が漁業協同組合等の営む定置漁業である場合にあつては、八億円）の基準漁獲金額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 (略)

(削る)

二 共済契約者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体である場合 同号ロに掲げる団体の構成員の全てを通ずる共済契約漁業の共済責任期間中における通常の漁獲金額として当該農林水産省令で定めるところにより算出する金額（当該共済契約漁業につき漁業単位が二以上ある場合には、当該漁業単位ごとに当該共済契約漁業の共済責任期間中における通常の漁獲金額として当該農林水産省令で定めるところにより算出する金額のうち最高のもの）の合計額を当該構成員の数で除して得た金額

定置漁業である場合にあつては、八億円）以上である場合において当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る法第九十五条第一項の規定による補助金の金額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した金額に、更に、一億六千万円（当該共済契約漁業が漁業協同組合等の営む定置漁業である場合にあつては、八億円）の基準漁獲金額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 (略)

二 共済契約者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる組合員である場合 同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる共済契約漁業の共済責任期間中における通常の漁獲金額として当該農林水産省令で定めるところにより算出する金額（当該共済契約漁業につき漁業単位が二以上ある場合には、当該漁業単位ごとに当該共済契約漁業の共済責任期間中における通常の漁獲金額として当該農林水産省令で定めるところにより算出する金額のうち最高のもの）の合計額を当該中小漁業者の数で除して得た金額

三 共済契約者が法第百五条第一項第二号ハに掲げる団体である場合 同号ハに掲げる団体の構成員の全てを通ずる共済契約漁業の共済責任期間中における通常の漁獲金額として当該農林水産省令で定めるところにより算出する金額（当該共済契約漁業につき漁業単位が二以上ある場合には、当該漁業単位ごとに当該共済契約漁業の共済責任期間中における通常の漁獲金額として当該農林水産省令で定めるところにより算出する金額のうち最高のもの）の合計額を当該構成員の数で除して得た金額

(共済掛金に係る補助を受ける漁業の規模等)

第二十五条 法第九十五条第一項第二号の政令で定める一定の規模は、次のとおりとする。

一 漁獲共済の共済契約者にあつては、その営む当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数(共済契約者の営む当該共済契約に係る漁業につき漁業単位が二以上ある場合には当該漁業に使用する漁船の漁業単位ごとの合計総トン数のうち最高のも)とし、共済契約者が法第九十五条第一項第二号に掲げる団体である場合にはその構成員の営む当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数(当該構成員の営む当該共済契約に係る漁業につき漁業単位が二以上ある場合には、当該漁業に使用する漁船の漁業単位ごとの合計総トン数のうち最高のも)の合計数を当該構成員の数で除して得た数とする。次項第一号及び別表第二号において同じ。)が百トンに満たないこと。

二・三 (略)

四 特定養殖共済の共済契約者にあつては、当該共済契約者の営む当該共済契約に係る特定養殖業がのり等養殖業である場合には当

(共済掛金に係る補助を受ける漁業の規模等)

第二十五条 法第九十五条第一項第二号の政令で定める一定の規模は、次のとおりとする。

一 漁獲共済の共済契約者にあつては、その営む当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数(共済契約者の営む当該共済契約に係る漁業につき漁業単位が二以上ある場合には当該漁業に使用する漁船の漁業単位ごとの合計総トン数のうち最高のも)とし、共済契約者が法第九十五条第一項第二号に掲げる組合員である場合には同号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数(当該中小漁業者の営む当該共済契約に係る漁業につき漁業単位が二以上ある場合には、当該漁業に使用する漁船の漁業単位ごとの合計総トン数のうち最高のも)の合計数を当該中小漁業者の数で除して得た数とし、共済契約者が同号に掲げる団体である場合にはその構成員の営む当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数(当該構成員の営む当該共済契約に係る漁業につき漁業単位が二以上ある場合には、当該漁業に使用する漁船の漁業単位ごとの合計総トン数のうち最高のも)の合計数を当該構成員の数で除して得た数とする。次項第一号及び別表第二号において同じ。)が百トンに満たないこと。

二・三 (略)

四 特定養殖共済の共済契約者にあつては、当該共済契約者の営む当該共済契約に係る特定養殖業がのり等養殖業である場合には当

該特定養殖業に供用する網ひびの共済責任期間中における最高の柵数が、当該共済契約者の営む当該共済契約に係る特定養殖業がわかめ養殖業、こんぶ養殖業、真珠母貝養殖業、ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、うに養殖業又はほや養殖業である場合には当該特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が、当該共済契約者の営む当該共済契約に係る特定養殖業がくるまえば養殖業である場合には当該特定養殖業に供用する養殖池の共済責任期間中における最高の面数が次の表の上欄に掲げる特定養殖業の種類に応じ、同表の下欄に掲げる柵数、台数又は面数（当該共済契約者が当該特定養殖業を営む漁業協同組合又は漁業生産組合である場合には、当該柵数、台数又は面数に、真珠母貝養殖業にあつては十、のり等養殖業、ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、くるまえば養殖業、うに養殖業及びほや養殖業にあつては五を乗じて得た柵数、台数又は面数）に満たないこと。

特定養殖業の種類 (略)	柵数、台数又は面数 (略)
-----------------	------------------

該特定養殖業に供用する網ひびの共済責任期間中における最高の柵数（当該共済契約者が法第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員である場合には、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該共済契約に係る特定養殖業に供用する網ひびの共済責任期間中における最高の柵数の合計数を当該中小漁業者の数で除して得た柵数）が、当該共済契約者の営む当該共済契約に係る特定養殖業がわかめ養殖業、こんぶ養殖業、真珠母貝養殖業、ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、うに養殖業又はほや養殖業である場合には当該特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数（当該共済契約者が同号に掲げる組合員である場合には、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数の合計数を当該中小漁業者の数で除して得た台数。次項第四号並びに別表第四十四号から第四十六号まで、第四十八号及び第四十九号において同じ。）が、当該共済契約者の営む当該共済契約に係る特定養殖業がくるまえば養殖業である場合には当該特定養殖業に供用する養殖池の共済責任期間中における最高の面数（当該共済契約者が法第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員である場合には、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該共済契約に係る特定養殖業に供用する養殖池の共済責任期間中における最高の面数の合計数を当該中小漁業者の数で除して得た面数。別表第四十七号において同じ。）が次の表の上欄に掲げる特定養殖業の種類に応じ、同表の下欄に掲げる柵数、台数又は面数（当該共済契約者が当該特定養殖業を営む漁業協同組合又は漁業生産組合である場合には、当該

2 法第九十五條第一項第二號の政令で定める一定の要件は、次のとおりとする。

一 漁獲共済の共済契約者にあつては、当該共済契約者が、法第五條第一項第二號口の都道府県知事が定める区域ごと及び区分ごとに、特定第二號漁業者の二分の一以上の者について、同時に特定第二號漁業者又は同號口に掲げる団体から当該漁業に係る漁獲共済の共済契約の締結の申込みがされた場合（その申込みの際し当該区域内に漁業根拠地を有し、かつ、当該区分に係る漁業を営む特定第二號漁業者以外の被共済資格者が併せて当該漁業に係る漁獲共済の共済契約の締結の申込みをした場合を含む。）における当該申込みに係る共済契約者であり、かつ、共済契約ごとに、当該共済契約に係る共済金額の共済限度額に対する割合として百分の三十（定置漁業以外の漁業のうち当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数が二十トン未満のもの及び漁業法第六十條第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業にあつては、百分の四十）以上の割合を選択している者であること。

柵数、台数又は面数に、真珠母貝養殖業にあつては十、のり等養殖業、ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業にあつては五を乗じて得た柵数、台数又は面数）に満たないこと。

特定養殖業の種類	柵数、台数又は面数
(略)	(略)

2 法第九十五條第一項第二號の政令で定める一定の要件は、次のとおりとする。

一 漁獲共済の共済契約者にあつては、当該共済契約者が、法第五條第一項第二號口の都道府県知事が定める区域ごと及び区分ごとに、特定第二號漁業者の二分の一以上の者について、同時に特定第二號漁業者、同號口に掲げる組合員又は同號口に掲げる団体から当該漁業に係る漁獲共済の共済契約の締結の申込みがされた場合（その申込みの際し当該区域内に漁業根拠地を有し、かつ当該区分に係る漁業を営む特定第二號漁業者以外の被共済資格者が併せて当該漁業に係る漁獲共済の共済契約の締結の申込みをした場合を含む。）における当該申込みに係る共済契約者であり、かつ、共済契約ごとに、当該共済契約に係る共済金額の共済限度額〔共済契約者が同號口に掲げる組合員であるときは、同號口に規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額〕に対する割合として百分の三十（定置漁業以外の漁業のうち当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数が二十トン未満のもの及び漁業法第六十條第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業にあつては、百分の四十）以上の割合を選択している者であること。

二・三 (略)

四 特定養殖共済の共済契約者にあつては、当該共済契約者が、法第二百二十五条の六第一項の都道府県知事が定める区域ごとに、区域内特定養殖業者の二分の一以上の者について、同時に区域内特定養殖業者から当該特定養殖業に係る特定養殖共済の共済契約の締結の申込みがされた場合（その申込みの際に、当該区域内に住所を有し、かつ、当該特定養殖業を営む区域内特定養殖業者以外の被共済資格者が併せて当該特定養殖業に係る特定養殖共済の共済契約の締結の申込みをした場合を含む。）における当該申込みに係る共済契約者であり、かつ、共済契約ごとに、当該共済契約に係る共済金額の共済限度額に対する割合として百分の三十（当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が二十台未満である真珠母貝養殖業にあつては、百分の四十）以上の割合を選択している者であること。

3 (略)

(組合の地域共済事業についての技術的読替え)

第二十八条 法第九十六条の十七の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-----	-----------	-----	-----------	-----	---------

二・三 (略)

四 特定養殖共済の共済契約者にあつては、当該共済契約者が、法第二百二十五条の三第一項第二号の都道府県知事が定める区域ごとに、区域内特定養殖業者の二分の一以上の者について、同時に区域内特定養殖業者又は同号に掲げる組合員から当該特定養殖業に係る特定養殖共済の共済契約の締結の申込みがされた場合（その申込みの際に、当該区域内に住所を有し、かつ、当該特定養殖業を営む区域内特定養殖業者以外の被共済資格者が併せて当該特定養殖業に係る特定養殖共済の共済契約の締結の申込みをした場合を含む。）における当該申込みに係る共済契約者であり、かつ、共済契約ごとに、当該共済契約に係る共済金額の共済限度額（共済契約者が同号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額）に対する割合として百分の三十（当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が二十台未満である真珠母貝養殖業にあつては、百分の四十）以上の割合を選択している者であること。

3 (略)

(組合の地域共済事業についての技術的読替え)

第二十八条 法第九十六条の十七の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-----	-----------	-----	-----------	-----	---------

(略)	第八十五条第一項
(略)	被共済者(第百五条第一項第一号口に掲げる組合員にあつては同号口に規定する中小漁業者、同項第二号口に掲げる団体にあつてはその構成員を含む。次条、第八十七条、第九十三条第一項第三号から第五号まで及び第百三条において同じ。)
(略)	被共済者

(略)	第八十五条第一項
(略)	被共済者(第百五条第一項第一号口に掲げる組合員にあつては同号口に規定する中小漁業者、同項第二号口に掲げる組合員にあつては同号口に規定する規約を定めている中小漁業者) 同号八に掲げる団体にあつてはその構成員、第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者を含む。次条、第八十七条、第九十三条第一項第三号から第五号まで及び第百三条において同じ。)
(略)	被共済者

(略)	
第九十一条第四項	
(略)	<p>ける組合員にあつては同号口に規定する中小漁業者、同項第二号口に掲げる団体にあつてはその構成員。第九十三条第一項第八号において同じ。</p>
被共済者（第五十五条第一項第一号に掲げる組合員にあつては同号口に規定する中小漁業者、同項第二号に掲げる団体にあつてはその構成	
(略)	被共済者

(略)	
第九十一条第四項	
(略)	<p>ける組合員にあつては同号口に規定する中小漁業者、同項第二号に掲げる組合員にあつては同号口に規定する規約を定めている中小漁業者（同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員、第二百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者。第九十三条第一項第八号において同じ。）</p>
被共済者（第五十五条第一項第一号に掲げる組合員にあつては同号口に規定する中小漁業者、同項第二号に掲げる組合員にあつては同号	
(略)	被共済者

員を含む。)

に規定する規約を定  
めている中小漁業者  
、同号八に掲げる団  
体にあつてはその構  
成員、第二百二十五条  
の三第一項第二号に  
掲げる組合員にあつ  
ては同号に規定する  
規約を定めている中  
小漁業者を含む。)